

# みずほ欧州インサイト

2004年8月23日発行

ロシアの新外国為替法  
～期待される為替規制の透明性向上と自由化の進展～

本誌に関するお問い合わせ先  
みずほ総合研究所（株） 政策調査部  
主任研究員 金野雄五  
Tel (03) 3201-0578  
E-mail : [yugo.konno@mizuho-ri.co.jp](mailto:yugo.konno@mizuho-ri.co.jp)

ロシアでは、2003年12月17日に新しい外国為替法（以下、「新外為法」）が公布され、その規定の一部が公布日から、そして、規定の大部分は、公布日から6か月後の本年6月18日から施行された。

以下では、まず、新外為法のポイントを旧来の外国為替法（1992年10月制定；以下、「旧外為法」とする）との比較を交えつつ整理した上で、新外為法が為替取引に関してどのような規制を定めているのか、やや詳しく概説する。そして最後に、新外為法の施行に伴う影響について、貿易面を中心に簡単に考察する。

## 1. ロシアの新外為法のポイント

ロシアの新外為法のポイントとしては、以下に述べるように、為替取引規制の透明性の向上および自由化という2点を指摘することができる。

### （1）為替取引規制の透明性向上

旧外為法では、自由に行うことができる為替取引の種類だけが明示されており、その他の取引については、当局（ロシア中銀およびロシア政府）が別途定める数多くの規定（「中銀指令」や「政府決定」と呼ばれるもの）によって、事実上、任意に規制されてきた。また、これらの規定の中には、個別の企業または個別の為替取引ごとに、当局から事前に許可を得なければならないとするものも多く含まれていたことから、全般的に当局の裁量の範囲が広く、企業にとっては不透明感が強い為替管理制度であったと言える。

これに対して、新外為法では、規制の対象となる為替取引の種類や、導入される規制の方法がきわめて具体的に定められており、これらの範囲を超えた規制を当局が導入することは禁止されている。また、前述のような個別の事前許可制度も原則的に禁止されていることから、新外為法の施行によって、当局にとっては、従来よりも裁量の範囲が大幅に狭まった一方で、企業にとっては、為替取引規制の透明性が従来よりも格段に向上したと考えられる。

### （2）為替取引規制の段階的な自由化

新外為法のもう1つのポイントは、同法が為替取引規制の段階的な自由化を目指しているとみられる点である。

具体的には、新外為法が為替取引規制について言及している条項の大半が、2006年末までのみ有効であると定められており、これは事実上、同法が定める諸規制の大半が2006年末をもって撤廃されることを意味すると解釈されている<sup>（注1）</sup>。

さらに、2006年末までのみ有効とされる規制の中でも、居住者（ロシアの企業・個人、外資によって設立された現地法人）と非居住者（外国企業または外国人）の間の為替取引

---

（注1） 新外為法によって、2006年末までのみ有効であると定められているのは、本稿中の「居住者・非居住者間の為替取引規制」（2-（1））。ただし、2-（1）-①-（b）を除く、「国内外貨市場に関する規制」（2-（3）-①）、「居住者および非居住者による銀行口座の開設および送金に関する規制」（2-（3）-②）など。

規制（本稿中2-（1）。ただし、2-（1）-①-（b）、（c）を除く）と、国内外貨市場に関する規制（同2-（3）-①）については、諸規制の導入が「金外貨準備高の激減および通貨ルーブル・レートの急変の防止、国際収支バランスの安定性維持を目的とする場合」に限定され、そうした状況（国際収支バランスの不安定化の懸念等）が解消され次第、規制は撤廃されなければならない旨が定められている。つまり、これらの規制については、2006年末よりも前に撤廃される可能性があると考えられる。

## 2. ロシアの新外為法が定める為替取引規制

新外為法では、ロシア中銀や政府による規制の対象となる為替取引の種類や、それらに対して導入される規制の内容が、明確かつ具体的に定められている。以下では、新外為法が定めている規制の内容を、為替取引の種類毎にやや詳しく概説する。

### （1）居住者・非居住者間の為替取引に関する規制

#### ①商品・サービス貿易

##### （a）決済期間が180日超の商品・サービス貿易に関するデポジット義務

- ・ 通常の商品・サービス品目に関して<sup>（注2）</sup>、居住者によって延払輸出または前払輸入が行われ、その決済期間<sup>（注3）</sup>が180日間を超える場合、ロシア政府は、居住者に対して「デポジット義務」を課することができる<sup>（注4）</sup>。
- ・ 居住者は、上記180日間が経過した日にデポジットを預けなければならない。その額は、デポジットを預ける日における未払（契約未履行）残高の50%を超えてはならない。また、デポジットを預ける期間は、非居住者によって支払い（または納品）が履行されるまでであるが、最長でも2年間を超えてはならない<sup>（注5）</sup>。

##### （b）輸出代金および輸入前払金の回収義務

- ・ 居住者は、商品・サービスの輸出を行った場合、それぞれの輸出契約で定められた期間内に、輸出代金をロシアの外国為替公認銀行（以下、為銀）の口座で受領する

---

<sup>（注2）</sup> ただし、居住者による機械類（具体的には、ロシア関税率表の分類による第16部、第17部、第19部に属する商品）の輸出入と、外国における建設工事の請負については、決済期間がそれぞれ、3年超、5年超の場合のみデポジット義務の対象となる。

<sup>（注3）</sup> 延払輸出の場合は、商品等の出荷後、輸出代金が支払われるまで、前払輸入の場合は、前払金の支払い後、商品の輸入通関が行われるまで。

<sup>（注4）</sup> デポジットは、居住者・非居住者ともに、ロシアの外国為替公認銀行（以下、為銀）にある各自の口座に預けられ、為銀に預けられたデポジットは、翌営業日中までに、ロシア中銀に送金される（為銀およびロシア中銀に預けられたデポジットは、いずれも無利子扱いとなる）。デポジットはルーブル建てでなければならない。外貨建て取引に伴うデポジット額の算定には、デポジットを預ける日における中銀公定レートが用いられる。後述する国内・外国証券の場合は、デポジットを預ける日における市場流通価格（または、市場で流通していない場合は、実際の売買価格）が用いられる。

<sup>（注5）</sup> ただし、通常の商品・サービス貿易の場合、非居住者による支払い（契約履行）を保証するもの（例えば、外国の銀行（以下、外銀）または為銀の取消不能信用状、外銀の銀行保証、損害保険契約等）があれば、最長で1年間、居住者によるデポジット義務は免除される。

義務がある<sup>(注6)</sup>。

- ・居住者は、商品・サービスの輸入契約を締結し、前払金を支払ったものの、契約期間内に商品・サービスが輸入されなかった場合、前払金を回収する義務がある。

(c) 外貨収入の売却義務

- ・居住者は、商品・サービスの輸出によって獲得した外貨収入の 30% を、市場レートで売却（ルーブルと交換）しなければならない<sup>(注7)</sup>。この売却比率について、ロシア中銀は別の比率を定めることができるが、30%を超えてはならない。
- ・外貨収入の売却は、居住者の為銀口座への入金後、7 営業日以内に行われなければならない。

② 居住者による外国企業への投資

居住者による外国企業（非居住者の法人）への投資や出資金の払込みに関して、ロシア政府はロシア中銀との合意に基づき、(a) 居住者による「特別口座」<sup>(注8)</sup>の利用義務、(b) 居住者によるデポジット義務（ただし、当該取引額の 100%、期間 60 日を上限とする）、という 2 つの規制を導入することができる。

③ 居住者・非居住者間の融資

ロシア中銀は、居住者・非居住者間で行われる融資に関して、その融資の貸し手が居住者か非居住者か、その融資がルーブル建て、外貨建てのどちらで行われるかによって、それぞれ以下のような規制を導入することができる。

(a) 居住者から非居住者への外貨建て貸出

- ・居住者による特別口座の利用義務
- ・居住者によるデポジット義務（取引額の 100%、期間 60 日を上限とする）

(b) 居住者による非居住者からの外貨建て借入

- ・居住者による特別口座の利用義務
- ・居住者によるデポジット義務（取引額の 20%、期間 1 年を上限とする）

(c) 居住者から非居住者へのルーブル建て貸出

---

<sup>(注6)</sup> ただし、OECD または FATF（Financial Action Task Force; 金融活動作業部会）加盟国の銀行等との間で締結された期間 2 年超の融資契約の遂行（例えば、借入金の返済等）を目的とする場合、この義務は免除される。

<sup>(注7)</sup> ただし、当該の外貨収入が、OECD または FATF 加盟国の銀行等との間で締結された期間 2 年超の融資契約の遂行（例えば、借入金の返済等）にとって不可欠である場合、その外貨収入は売却義務を免除される。また、輸送料や保険料、輸出関税、通関手数料についても、売却義務が免除される可能性がある。

<sup>(注8)</sup> 新外為法によると、「特別口座」とは、ロシアの為銀内に開設される口座で、居住者や非居住者による外貨取引に際して、ロシア中銀が利用を義務付けることができるものである。また、特別口座の出入金について、ロシア中銀は居住者または非居住者に対して、（出入金の）金額の 100%、期間 60 日か、または、金額の 20%、期間 1 年を上限とするデポジット義務を課すことができる。

- ・非居住者による特別口座の利用義務
- ・居住者によるデポジット義務（取引額の100%、期間60日を上限とする）

(d) 居住者による非居住者からのルーブル建て借入

- ・非居住者による特別口座の利用義務
- ・非居住者によるデポジット義務（取引額の20%、期間1年を上限とする）

④証券取引に関する決済

ロシア中銀は、居住者・非居住者間で行われる証券の売買に関して、その証券が外国証券か国内証券か、証券の購入者が居住者か非居住者かによって、それぞれ以下のような規制を導入することができる。

(a) 外国証券の売買に関する決済<sup>(注9)</sup>

- ・居住者および（または）非居住者による特別口座の利用義務
- ・居住者または非居住者によるデポジット義務（取引額の100%、期間60日を上限とするものか、または、取引額の20%、期間1年を上限とするもの）

(b) 国内証券の売買に関する決済<sup>(注10)</sup>

- ・非居住者が居住者から国内証券を購入する場合、非居住者による特別口座の利用義務と、非居住者によるデポジット義務（取引額の20%、期間1年を上限とする）が導入される。
- ・居住者が非居住者から国内証券を購入する場合、非居住者による特別口座の利用義務と、居住者によるデポジット義務（取引額の100%、期間60日を上限とする）が導入される。

(2) 居住者間または非居住者間の為替取引に関する規制

①居住者間の為替取引

居住者間の為替取引は、一部の例外（為銀口座を通じた決済、免税店における支払い等）を除き、原則として禁止される<sup>(注11)</sup>。

②非居住者間の為替取引

非居住者は他の非居住者との間で、外国の銀行（以下、外銀）と為銀の口座間、および、為銀の口座間の外貨送金を制限なく行うことができる<sup>(注12)</sup>。

<sup>(注9)</sup> 外国証券とは、後述する「国内証券」以外の証券を指す。なお、外国証券の売買に関する居住者・非居住者間の決済は、原則としてルーブル建て、外貨建てのいずれでも可能である。

<sup>(注10)</sup> 国内証券とは、ロシア国内で発行登録され、価格がルーブルで表示された証券を指す。なお、国内証券の売買に関する居住者・非居住者間の決済は、原則としてルーブル建てで行われる。

<sup>(注11)</sup> ロシアでは、年率1,000%を超える高インフレが発生した90年代前半を中心に、居住者間の支払い（例えばレストラン等での通常の支払い）においても米ドル等の外貨が用いられていた時期があった。新外為法の本規定は、こうした過去の経験を踏まえたものであると考えられる。

<sup>(注12)</sup> ただし、ロシア国内で、非居住者が他の非居住者との間で国内証券の売買に関する決済を行う場合、

### (3) その他の規制

為替取引に関する規制としては、以上で述べてきたものの他に、以下の規制が存在する。

#### ①国内外貨市場に関する規制

ロシア国内の居住者または非居住者による外貨の売買（ルーブルと外貨の交換）は、為銀を通じてのみ行われる。このうち法人の居住者および非居住者による外貨の売買に関して、ロシア中銀は、以下の規制を導入することができる<sup>(注13)</sup>。

- ・居住者および非居住者による特別口座の利用義務
- ・居住者によるデポジット義務（購入予定外貨の金額の100%、外貨購入日までの60日間を上限とする）、または、非居住者によるデポジット義務（売却予定外貨の金額の20%、外貨売却日までの1年間を上限とする）

#### ②居住者および非居住者による銀行口座の開設および送金に関する規制

##### (a) 居住者による銀行口座の開設および送金

- ・居住者は、OECD または FATF（Financial Action Task Force; 金融活動作業部会）加盟国の銀行、および、国内の為銀において、外貨口座を制限なく開設することができる<sup>(注14)</sup>。ただし、外銀口座については、口座の開設または閉鎖後、1か月以内にその旨を地元（ロシア）の税務当局に届け出なければならない。
- ・法人の居住者は、税務当局に外銀口座の出入金を報告する義務がある。個人の居住者の場合は、年初時点の残高のみを報告する義務がある。
- ・同一の居住者による為銀口座から外銀口座への送金に際して、ロシア中銀は、送金額の100%、期間60日を上限とするデポジットを預けることを義務付けることができる。また、居住者の特別口座の出入金についても、出入金額の100%、期間60日か、または、金額の20%、期間1年を上限とするデポジットを預けることを義務付けることができる。

##### (b) 非居住者による銀行口座の開設および送金

- ・ロシア国内において、非居住者は、為銀でのみ外貨およびルーブル口座を開設することができる。この口座の開設・管理の手続きは、ロシア中銀が定める。
- ・同一の非居住者による為銀口座と外銀口座の間の送金は、制限なく行われる。ただし、非居住者の特別口座の出入金については、ロシア中銀が、出入金額の100%、期間60日か、または、出入金額の20%、期間1年を上限とするデポジットを預けることを義務付けることができる。

---

ロシア中銀は特別口座の利用を義務付けることができる。

<sup>(注13)</sup> なお、個人による外貨現金の売買に際して、身分証明書の提示は原則として不要となる。

<sup>(注14)</sup> 居住者による OECD または FATF 加盟国の銀行における口座開設の自由は、個人については 2004 年 6 月 18 日から、法人については 2005 年 6 月 18 日から認められる。なお、OECD・FATF 加盟国以外の国における口座開設については、中銀によって手続が定められ、中銀はこれらの口座開設に関して事前許可を義務付けることができる。

### ③個人による外貨現金の持ち出し等に関する規制

#### (a) 外貨および外国証券の持ち出し<sup>(注15)</sup>

- ・個人の居住者および非居住による外貨および外国証券のロシアへの持ち込みは、制限なく行われる。
- ・個人の居住者および非居住による外貨および外国証券のロシアからの持ち出しは、過去に持ち込んだ金額の範囲内で可能である。持ち出しに際しては、税関申告と、過去に持ち込んだ金額を示す証明書の提示が必要となる。
  - －ただし、個人による外貨現金の持ち出しについては、金額が10,000米ドル相当以下の場合、過去に持ち込んだ金額を示す証明書の提示は不要となる。
  - －さらに、金額が3,000米ドル相当以下の場合、税関申告も不要となる。

#### (b) ルーブルおよび国内証券の持ち出し

- ・個人によるルーブルおよび国内証券の、持ち込みおよび持ち出しに関する手続きは、ロシア政府がロシア中銀との合意に基づいて定める<sup>(注16)</sup>。

### 3. 新外為法の施行に伴う影響～貿易面を中心に～

新外為法がカバーしている為替取引の種類はきわめて多岐にわたることから、以下では、新外為法の施行に伴う影響について、外国企業にとって特に関心が高いと思われる商品・サービス貿易に関係する諸規制を中心に考察する。

#### (1) 輸出外貨収入の売却義務の変更

外貨収入の売却義務（本稿中、2-(1)-①-(c)）は、新外為法が施行される前から存在しており、主に、ルーブルの為替相場の安定化を目的とした措置であったと言われている。このため、ルーブルが急落した1998年の金融危機後には、売却比率は75%にまで引き上げられたが、一度ルーブルに交換した後に再び外貨に交換することが可能であったことなどから、為替相場安定化の効果は乏しかったと見られ、むしろ、為替差損や交換手数料等の負担をロシアの輸出企業に強いるものであるとして、ロシア内外からの批判が強かった。

しかしその後、外貨収入の売却比率は、中銀通達によって前述の75%から段階的に引き下げられ、2003年7月10日には25%にまで低減された。この売却比率（25%）は、新外為法限が定める売却比率の上限（30%）を下回るものであることから、同法の施行日以降も維持されており、ロシアの輸出企業にとっても、さほど大きな負担にはならないと考えられる。

---

<sup>(注15)</sup> ここで「外貨」とは、外貨現金および現金以外の外貨建て携行支払手段（例えば、外貨建て小切手）を意味する。

<sup>(注16)</sup> なお、ロシア政府は、個人によるルーブルおよび国内証券の国内への持ち込みおよび国外への持ち出しに関して、事前許可を義務付けることができる。

## (2) 前払輸入に関するデポジット義務の変更

前払輸入に関するデポジット義務（本稿中、2-(1)-①-(a)）については、これと類似した制度が、新外為法が施行されるよりも前に存在していた。しかしその内容は、新外為法が定めるものとは大きく異なっていた。

新外為法が施行されるよりも前に存在していたデポジット義務とは、ロシアの企業が外国企業に輸入前払金を支払う際、その前日までに（前払金とはまた別に）前払金の20～100%（この比率は時期によって異なる）に相当するルーブルをデポジットとして預けなければならないという制度だった。つまり、ロシアの企業は、輸入前払い金を支払う際には、常に、本来用意すべき代金の1.2～2倍の資金を用意しなければならないと、企業にとって大きな負担となっていたのである<sup>(注17)</sup>。

これに対して、新外為法が定めるデポジット義務とは、ロシアの輸入企業が外国企業に前払金を支払った後、180日間を経過しても商品の輸入通関が行われなかった場合にのみ、商品の未達額の50%を上限とするデポジットを預けなければならないという制度であり、従来と比べて、輸入企業の負担が大幅に軽減されたことが明らかである。

## (3) 輸入前払金の回収期限の変更

前払輸入に関しては、新外為法の施行によって、ロシアの企業による輸入前払金の回収期限（外国企業にとっては返金期限）にも変更が加えられた。新外為法の施行前は、ロシアの輸入企業が外国企業に前払金を支払った後、90日以内に商品の輸入通関が行われなかった場合、外国企業が同前払金の返金を求められる制度（所謂「90日ルール」）があり、外国企業にとっては、発注から納品までの期間が長い商品をロシアから受注するのが難しいという問題があった。

この点、新外為法では、「ロシアの企業が商品・サービスの輸入契約を締結し、前払金を支払ったものの、契約期間内に商品・サービスが輸入されなかった場合、当該ロシア企業は前払金を回収する義務がある（本稿中、2-(1)-①-(a)）」と定められているだけであり、「90日ルール」は撤廃された形となっている。

以上の3つの事例から判断する限り、従来、ロシアの為替取引規制の中には、直接的・間接的に貿易を阻害する要因となる規制が多く含まれていたが、新外為法の施行によって、それらの規制は概ね払拭されたものと評価できる。

---

(注17) このような前払輸入に関するデポジット義務は、ロシアの企業による、輸入を用いた不法な資本逃避——例えば、ロシアのある企業（A社とする）が、輸入前払金を支払い、その後、外国の輸入相手企業が倒産したため、輸入品が届かなかったと当局に報告するが、実は外国の輸入相手企業は、A社が設立したペーパー・カンパニーであり、支払われた前払金は、最終的にA社が外国に保有する秘密口座に振り込まれている、等——を抑止する目的で導入されたと言われる。ただし、その後の経験から、この規制は資本逃避を抑止する手段としてはあまり有効ではないことが判明した結果、新外為法では大幅に緩和されたものと見られる。

[参考文献・資料]

- Bank of Russia, *Vestnik Banka Rossii* [各号] .(<http://www.cbr.ru/vestnik/>)
- Biuro Ekonomicheskogo Analiza (BEA), “O valiutnom regulirovanii i valiutnom kontrole,”  
*Informatsionno-analiticheskii biulleten' № 35*, Mart 2003g..  
(<http://www.beafnd.org/section/31/57/>)
- “O valiutnom regulirovanii i valiutnom kontrole,” *Federal'nyi zakon ot 09.10.1992 № 3615-1*.  
(<http://www.tks.ru/cgi-bin/doc.pl?file=00020273&action=toprint>)
- “O valiutnom regulirovanii i valiutnom kontrole,” *Federal'nyi zakon ot 10.12.2003 № 173*  
(<http://www.akdi.ru/gd/proekt/091251GD.SHTM>)
- Institute for the Economy in Transition (IET), “Certain problems of currency regulation under the amended version of the federal law ‘On currency regulation and currency control, ’”  
*Russian economy in 2003: Trends and Perspectives, 25-th issue*, 2004.  
(<http://www.iet.ru/publication.php?folder-id=44&category-id=115&publication-id=1530>)
- Tsentr Razvitiia, *Polnaia liberalizatsia valiutnogo rynka otkladyvaetsia do 2007 g.*, 11 Nov. 2002.  
(<http://www.dcenter.ru/docs/488.pdf>)
- Voskresenskii, S., *Ottok kapitala – v legal'noe ruslo: novyi zakon o valiutnom regulirovanii*.  
([http://www.akdi.ru/pravo/news/komm\\_liber2.htm](http://www.akdi.ru/pravo/news/komm_liber2.htm))
- White & Case, LLP, 「ロシア連邦新外為法の注目すべき点」(『ロシア新外為法に関するセミナー』(2004年4月12日) 配布資料)

(政策調査部 金野雄五)